

05 法務省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請).xlsx

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1004010	「伝統工芸」分野に従事する外国人職人の永住許可要件の緩和及び「伝統工芸」分野に従事する活動に対する在留資格の創設		永住許可に関する緩和措置の要件に、伝統工芸分野に従事する職人を対象とした内容を盛り込み、かつ「伝統工芸」分野に従事する活動に対する在留資格の創設	<p>海外職人の受入による伝統工芸分野の活性化及び国際化を目的とする。</p> <p>日本での永住許可を取得するには、10年間の生活実績が必要となる。日本への貢献度が高いと認められた場合には短縮できる緩和措置(特定事業505)があるが、他の特定事業と併用せねばならず、弊害がある。この緩和措置を併用しなくても適用できる様にし、且つ、伝統工芸分野に従事する海外職人を対象とすることとする。</p> <p>さらに、現状の入管制度では伝統工芸分野に従事する活動での在留資格は認められていないため、新たにこれを創設する。</p> <p>これらにより、当該分野の発展を目指す。</p> <p>提案理由： 少子高齢化等により、伝統工芸分野の後継者育成問題が深刻化しつつある。 金沢市が実施したアンケート結果によると、後継者が「いる」との回答は20%未満。従事者の年齢層は40～60代が8割を占めており、20代は0.6%にとどまっている。 これに加え、過去5年間の売上推移について「減少傾向」との回答が77.4%となっており、早急に対策を講じる必要がある。(別紙・補足資料参照) 年間12万人の観光等外国人宿泊客が訪れる金沢で、現状の新規参入率(0.3%)を外国人向けに開放しても、年間360人の従事者拡大に繋がる。 また情熱や目的意識を持って来日する外国人においては、修業に従事するにあたり、ほとんどが不安定な生活のまま過ごしている。そのため、石川県の伝統工芸分野36業種に従事する人材で受入先が証明出来るものがあれば、永住許可を取る生活実績を3年程度にすることで、外国人就労者の雇用による国際化と後継者育成問題を解消する。</p>		社団法人 金沢青年会議所	石川県	法務省 厚生労働省
1045010	特例措置の内容の緩和	506 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業	研修生派遣国との取引額の合計が過去1年間に10億円以上について、2億円以上とする	<p>当市の基幹産業である水産業において現在100社以上の水産加工製造業のほとんどが従業員数50人以下の中小企業である。外国人研修生の受け入れは国際的な人材育成・高度技術の習得はもとより、地域の国際交流事業に対する取り組みや支援施策の拡充も図られ、もって国際貢献が広範囲に促進され、今後の地域の活性化も図られると考える。</p>		根室市	北海道	法務省
1051010	学校法人立の高等学校通信制課程を連携先とする「指定技能教育施設」に対する在留資格「留学」の認定要件に関する緩和		<p>入国管理法及び難民認定法の別表第一の四の「本邦において行うことができる活動」の各種学校で教育を受ける活動の場合と同様に、学校法人立の高等学校通信制課程を技能連携先とする各都道府県教育委員会指定の「技能教育施設」で教育を受ける場合で、当該通信制課程と指定技能教育施設の両方に在籍する場合に、在留資格「留学」の認定を受けることができるようにする。</p> <p>現行制度では、連携先の高等学校が通信制課程ということで在留資格「留学」が認められていないが、来日する生徒の学習形態の実態に即した許認可の判断基準への変更を願いたい。</p>	<p>在留資格「留学」が認められている「各種学校」の規程と、技能教育施設の設置基準とにおいて、「修業年限」並びに「授業時数」は同じ条件が定められている。</p> <p>学校法人立の高等学校通信制課程を技能連携先とする「技能教育施設」での教育の優位性は、来日する生徒側にとっては、単位修得の基準が通信制高等学校の基準となり、来日当初の「言葉のハンディキャップ」を克服する上でも、日本語学習に多くの時間が確保できる点が挙げられる。また、日本人生徒にとっても、自ら異なる価値観を持つ同年代の外国人生徒と触れ合うことで国際感覚を養うとともに、母国文化を再認識する機会を多く作ることができる点が挙げられる。このようなメリットを活用し、日本語と日本文化、スポーツ等を系統的・継続的に深く学ぶ機会を与えることができ、各国の若い世代が日本のことを深く理解することができる特色ある学校作りを行う。同時に、より多くの他国の生徒を迎え入れることで、日本人の生徒が「人と人、国と国、人と自然」の共生について、身近な課題として考え、学び、実践できる機会を多く持つ学校作りを行う。</p> <p>学校法人立とした理由は、社会的な信用度や安定度が、規制緩和の中で設立された株式会社立の学校よりも高いからである。</p> <p>ちなみに、株式会社立の通信制高等学校にあっては、学校事業の継続が困難を極めた場合も想定して、株式会社立通信制高等学校設置認可の際、万が一の場合の当該生徒の教育の継続という観点から、他の学校法人立の通信制高校に万が一の場合の生徒の引き受けを確約する書類の提出を求める都道府県もある。</p>		星槎国際高等学校	北海道	法務省

05 法務省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請).xlsx

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1055040	外国医師等臨床修練制度の規制緩和		日本の免許を持たない外国医師等が、診療業務等に従事して日本の優れた医療に関する知識・技能を習得したり、病院や医師間の交流を促進するため、診療所における修練を認める等、臨床修練制度とその運用を緩和する。	<p>1. 指定対象医療機関に診療所を追加 ①現状、②問題点 ・府内には、特殊・高度な技術を持ち、外国医師等の臨床修練受入を希望する診療所が存在するが、現行の臨床修練制度は対象が病院に限定されている。 ・H23.3国から「『大学病院等と同等の教育機能等を有する診療所は想定しがたい』ため、診療所を追加することは不可。」と回答を受けた。 ・しかし、臨床修練病院の指定基準である「高度かつ専門的な診療機能を有すること」「受入体制が確立していること」「外国医師等の研修や医療に関する国際交流などの実績又は具体的な計画があること」について、診療所もクリア可能ではなく、結果として病床数のみをもって対象から排除されていることになる。仮に大学病院等と同等の教育機能等を有する診療所が存在しないなら、その合理的根拠を示されたい。</p> <p>③解決策 ・診療所についても外国医師等臨床修練の指定可能な医療機関とする。</p> <p>2. 報酬の支払い ①現状、②問題点 ・厚生労働省通知では、原則として、臨床修練中の外国医師等が行う診療に対しては報酬を支給しないこととされている。但し、就労活動が可能な在留資格(資格外活動許可)を取得し、教授を行う場合には報酬の支給が可能とされている。 ・臨床修練で訪日する場合は、通常は就労を伴わない研修びざであるのが実態であり、診療を行うにも関わらず報酬支給されないことが外国医師等受入の障壁となり、医師等の国際交流が進まないことになる。 ・そもそも本制度は、医師法第17条等(医業)の特例を法制度化したものであり、当然診療を行い、一定の報酬を与えるべきものである。</p> <p>③解決策 ・外国医師等が行う診療に対し、教授以外にも報酬を支払うこととした上で、臨床修練で訪日する場合は、就労活動が可能な在留資格(例えば「医療」)を付与することを原則とする。</p> <p>④効果 ・臨床修練制度の弾力化により、臨床修練の受入れが進み、外国人患者に対するホスピタリティ向上を図るとともに、医師等の国際交流により、相互の医療技術の向上や国際貢献につながる。</p>		大阪府	大阪府	法務省 厚生労働省